

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日は、  
がと日は、  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示  
土地改良法による換地処分  
字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出

## 告 示

### 鳥取県告示第八百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡大山町上万四百二十九番地の三上万土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る西伯郡大山町上万地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第八百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

に基づき、西伯郡大山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称	内容
上 萬 字 門 田	同上の区域（昭和四十四年九月一日現在の地番による。） 上萬字門田のうち二二の二の一部並びに一八の一及び二二と一体をなす国有地の一部以外の区域、上萬字龍家田二九の二の一部並びに三二の一及び三三の一と一体をなす国有地の一部、上萬字下垣一五五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに稲光字下京越田一八七の一部及びこれと一体をなす国有地
上 萬 字 龍 家 田	上萬字門田二二の二の一部及びこれと一体をなす国有地、上萬字龍家田のうち二九の二の一部、三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二の二及び三三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、上萬字中河原一四五の二の一部、一四六、一四七及びこれらと一体をなす国有地、上萬字下垣一四八の二の一部、一四九の二の一部、一五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに稲光字下京越田一八六の二の一部、一八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
上 萬 字 大 門	上萬字大門のうち六六の二の一部、六八の二の一部、六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上萬字濱手九五の二の一部及び一一九の一の一部並びに上萬字傍示川七〇の一部、七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

上萬字傍示川	<p>上萬字大門六六の一部、六八の一部、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、上萬字濱手一一九一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに上萬字傍示川のうち七〇の一部、七二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
上萬字濱手	<p>上萬字濱手のうち九五の二の一部、一〇二の一から一〇三までの一部、一〇四の二から一〇七までの一部、一一九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに上萬字女夫石一八九の一部、一九二から一九四までの一部、二〇七の一部、二〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
上萬字中河原	<p>上萬字中河原のうち一三七の一部、一四四の一部、一四五の一部、一四六、一四七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上萬字濱手一〇五から一〇七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、上萬字下垣一六一の一部及びこれと一体をなす国有地、上萬字松ノ前一七六の二の一部、一七七の二の一部、一七七の二の一部、一八二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上萬字女夫石一八九の一部、一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
上萬字下垣	<p>上萬字中河原一三七の一部、一四四の一部、一四五の一部及びこれらと一体をなす国有地、上萬字下垣のうち一四八の一部、一四九の一部、一五四の一部、一五五の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七三の二と一体をなす国有地の二部以外の区域並びに、上萬字</p>
上萬字松ノ前	<p>松の前一七六の二の一部、一七七の二の一部、一七八の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
上萬字女夫石	<p>上萬字松ノ前のうち一七六の一、一七七の二の一部、一七七の二、一七八の二、一八二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上萬字下垣一七三の二と一体をなす国有地の一部、上萬字女夫石一八七から一八九までの一部、一九〇、一九一、一九二から一九四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上萬字四反田二五三の一部、二五五の一部、二五六の一部、二五七、二五八、二五九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
上萬字四反田	<p>上萬字濱手一〇二の一から一〇三までの一部、一〇四の二の一部、上萬字女夫石のうち一八七から一八九までの一部、一九〇から一九三まで、一九四の一部、二〇七の一部、二〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに上萬字四反田二四八の一部、二五一の一から二五三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
上萬字駒見	<p>上萬字四反田のうち二四八の一部、二五一の一から二五三までの一部、二五五の一部、二五六の一部、二五七、二五八、二五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
上萬字村四六三	<p>上萬字村四六三の五、上萬字駒見のうち四七五の一部、四七九から四八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

上萬字駒見	地並びに四七六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに上萬字澤田四九三の一部、四九四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八七の二及び四八八と一体をなす国有地の一部
上萬字村	上萬字村のうち四六三の五以外の区域
上萬字澤田	上萬字澤田のうち四九三から四九五までの一部、五〇九から五一三の二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四八七の二、四八八及び四九五から四九九の一までと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに上萬字中澤五六二の一から五六八まで及びこれらと一体をなす国有地
上萬字下澤田	上萬字澤田五〇九から五一二まで、五一三の二の一部、五一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上萬字下澤田のうち五一四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに上萬字中澤五四八の二の一部、五五一から五五三までの一部、五五四、五五五、五五六の一部、五五八の一部、五六一から五六八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに上萬字西上萬原六三七から六三九の二ま
上萬字西上萬原	及びこれらと一体をなす国有地
上萬字東上萬原	上萬字西上萬原のうち六三七から六三九の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上萬字島垣	上萬字東上萬原のうち七四七の二、七四八の二、七四九の二、七五〇の二、七五三の二、七五四の二、七五五の二、七五七の二、七五八の二、七五九の二、七六〇の二、七六一の二、七六八の二、七六九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七五二から七五四までと一体をなす国有地以外の区域
上萬字上島垣	上萬字島垣七四七の二、七四八の二、七四九の二、七五〇の二、七五三の二、七五四の二、七五五の二、七五七の二、七五八の二、七五九の二、七六〇の二、七六一の二、七六八の二、七六九の二及びこれらと一体をなす国有地、上萬字島垣のうち七八三の一部、七八四、七八五、七八六の一部、七八七の一部、七九〇から七九三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに上萬字上島垣八一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

上萬字出口	上萬字宮ノ前	上萬字東ノ荘	
<p>上萬字駒見四七五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四七六の二と一体をなす国有地の一部、上萬字出口のうち九〇〇の二の一部、九〇二の一部、九〇三の一部、九〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並び</p>	<p>上萬字駒見四七九から四八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、上萬字澤田四九四の一部、四九五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九五から九九九の一までと一体をなす国有地の一部、上萬字東上萬原七五二から七五四までと一体をなす国有地、上萬字島垣七八三の一部、七八四、七八五、七八六の一部及びこれらと一体をなす国有地、上萬字上島垣八二二の一部、八一三の一部、八一四から八一八の二まで、八一九の一部及びこれらと一体をなす国有地、上萬字東ノ荘八二九の一部八三〇から八三二まで、八三三の一部、八四五から八四七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、上萬字宮ノ前の全域並びに上萬字宮ノ崎九〇九の二、九一四及び九一五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>上萬字東ノ荘のうち八二二の一部、八二二の一部、八二七の二の一部、八二八の一部、八二九の一部、八三〇から八三二まで、八三三の一部、八四五から八四七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>二の一部、八二七の二の一部、八二八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
上萬字西登り上り	上萬字登り上り	上萬字宮ノ崎	上萬字高橋
<p>上萬字登り上り九五六及び九六一の二と一体をなす国有地の一部、上萬字西登り上りのうち九六九、九六九、九六九、九七三まで、九七四から九七七までの一部、九八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに上萬字岩風呂一〇〇一の一部</p>	<p>上萬字高橋九五一の一部、九五二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上萬字登り上りのうち九五三の一部、九五五の一部、九五九の二の一部、九六二から九六三までの一部、九六五の一部、九六六から九六八の一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに九五六及び九六一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに上萬字西登り上り九七六の一部、九七七の一部、九八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>上萬字宮ノ崎のうち九〇九の二、九〇九から九一一まで、九一四及び九一五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>上萬字高橋のうち九五〇から九五二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに上萬字登り上り九五五の一部、九五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
上萬字登り上り九六二から九六三までの一部、九六五の			

上萬字澤方	<p>一部、九六六から九六八の一まで及びこれらと一体をなす          国有地、上萬字西登り上り〔九六九          九六九次〕合併から九七三ま          で、九七四から九七六までの一部及びこれらと一体をなす          国有地、上萬字岩風呂一〇〇一の一部並びに上萬字澤方の          全域</p>
上萬字岩風呂	<p>上萬字岩風呂のうち一〇〇一の一部以外の区域</p>
稲光字西田	<p>稲光字西田のうち〔二二六          二二七〕合併およびこれと一体をなす          国有地以外の区域</p>
稲光字若宮	<p>稲光字西田〔二二六 合併およびこれと一体をなす国有地、          稲光字若宮のうち二二九の一の一部、一三〇の一部、一三          二の一部、一三三、一三四、一三五の一部、一四四の一の          一部、一四四の六から一四四の九までの一部、一四五の二          及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上萬字出口九          〇二の一部、九〇三の一部、九〇六の一部及びこれらと一          体をなす国有地並びに上萬字宮ノ崎九一と一体をなす国          有地の一部</p>
稲光字上湯原	<p>稲光字若宮二二九の一の一部、一三〇の一部、一三三の          一部、一三四、一三五の一部、一四四の一の一部、一四四          の六から一四四の九までの一部、一四五の二及びこれらと          一体をなす国有地稲光字上湯原のうち一七一の一部以外の          区域、稲光字下湯原一七二の一部、一七六から一七八まで          の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに稲光字上京越</p>
稲光字下湯原	<p>田一九九と一体をなす国有地の一部</p>
稲光字上京越田	<p>稲光字若宮二二九の一の一部、一三〇の一部、一三二の          一部、一三三の一部及びこれらと一体をなす国有地、稲光          字上湯原一七一の一部、稲光字下湯原のうち一七二、一七          三、一七六から一七八までの一部及びこれらと一体をなす          国有地以外の区域並びに上萬字出口九〇〇の二の一部、九          〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
稲光字下京越田	<p>稲光字下湯原一七二の一部、一七三及びこれらと一体を          なす、国有地、稲光字下京越田のうち一八六の一部、一八          七の一部、一八九の一部、一九三の一の一部、一九五の一          部、一九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区          域、稲光字上京越田一九八の一部、二〇三の一の一部、二          〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地、上萬字門田一          八の一及び二二と一体をなす国有地の一部並びに上萬字龍          家田三二の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
稲光字上京越田	<p>稲光字下湯原一七二の一部、稲光字下京越田一八九の一          部、一九三の一の一部、一九五の一部、一九七の一部及び          これらと一体をなす国有地並びに稲光字上京越田のうち一          九八の一部、二〇三の一の一部、二〇四の一部及びこれら          と一体をなす国有地並びに一九九と一体をなす国有地の一          部以外の区域</p>
稲光字下河原	<p>稲光字下河原のうち二二八から二三〇までの一部及びこ          れらと一体をなす国有地以外の区域並びに末吉字河原一八</p>

廃止する字の名称 末吉字河原	末吉字上宮原	末吉字片平	稲光字天皇谷	一の二及びこれと一体をなす国有地 稲光字天皇谷の全域、上萬字高橋九五〇の一部、九五二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに上萬字登り上り九五三の一部、九六五の一部及びこれらと一体をなす国有地
	末吉字上宮原のうち一九六の二、一九七の二から二〇〇まで、二〇一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	末吉字片平の全域、末吉字河原のうち一八一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、末吉字上宮原一九六の二、一九七の二から二〇〇まで、二〇一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに稲光字下河原二二八から二三〇までの二及びこれらと一体をなす国有地	末吉字上宮原のうち一九六の二、一九七の二から二〇〇まで、二〇一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価 部一箇月三百円(送料を含む。)】